

令和4年度 決算 財務書類

注記

(全体会計)

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

開始時における有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としております。

また、開始後については、原則として取得原価としております。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①有価証券

○満期保有目的有価証券・・・償却原価法（定額法）

○満期保有目的以外の有価証券

市場価格があるもの・・・会計年度末における市場価格

市場価格がないもの・・・取得原価

②出資金

市場価格があるもの・・・会計年度末における市場価格

市場価格がないもの・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により出資の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。

なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、先入先出法による原価法としております。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下の通りです。

建物 15年～50年

工作物 8年～75年

物品 2年～15年（車両含）

②無形固定資産

定額法を採用しております。（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっております。）

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

①徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率により計上しております。

②賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費相当額のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しております。

③退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しております。

④損失補償引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①所有権移転ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②①以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価格変動が僅少なもので、3ヶ月以内に満期日が到来する流動性の高い投資をいいます。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いを含んでおります。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式としています。ただし、一部会計については税抜方式としています。

2 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

3 重要な後発事象

該当する事象はありません。

4 偶発債務

該当する事象はありません。

5 追加情報

(1) 全体会計

一般会計、国民健康保険特別会計、福祉企業センター特別会計、介護保険特別会計、ケーブルテレビ事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、駐車場事業特別会計、水道事業会計、簡易水道特別会計（斑尾分）

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限り）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰入金等が内部相殺されない場合があります。

※連結対象団体（会計）対象外会計

公共下水道事業特別会計

地方債残高 4,168,786 千円

他会計繰入金 459,440 千円

特定環境保全公共下水道特別会計

地方債残高 1,062,107 千円

他会計繰入金 140,100 千円

農業集落排水事業特別会計

地方債残高 931,066 千円

他会計繰入金 180,436 千円

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5の規定に基づき、出納整理期間が設けられている団体

(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取り扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。